

## 目 次

- 1 校歌
- 2 本校の沿革
- 3 建学精神、校訓
- 4 本校の教育目標
- 5 本校の校則
- 6 校時表
- 7 生徒心得
- 8 自転車通学規定
- 9 単車通学に関する規定
- 10 生徒会規約
- 11 部活動心得
- 12 非常変災時における生徒の登校等の措置について

奈良県立山辺高等学校校歌

作詞・作曲 新島 健

(昭和23年9月11日制定)



やまーとやーま べのこ うーげん に つ  
ら なる みーねーを み わーた し て み  
ど りの き ぼーう ゆ たーか なる ま  
な びの まーどーーは ひ らーーか れーつ

一. 大和山辺の高原に

連なる峰を見渡して  
緑の希望を豊かなる  
学びの窓は開かれつ

二. 若き力を結びあい

真理を求めたゆまざる  
吾等はこちらに友愛と  
叡智の園生をつくりなす

三. 山草深き郷里に

文化の花を咲かせつつ  
世のため幸福を種まきて  
祖国の光栄に捧げばや

## 本校の沿革

- 昭和 10. 4. 2 農村青年修練場 「豊農塾」を開塾
- 昭和 21. 4. 16 組合立山辺農学校を開校
- 昭和 23. 4. 1 県立山辺農業高等学校と改称
- 昭和 23. 9. 1 県立山辺高等学校と改称（普通科・農業科 家庭科を設置）
- 昭和 23. 12. 1 旧本館落成
- 昭和 24. 12. 1 第 1 回創立記念祭挙行
- 昭和 45. 10. 17 本館改築落成式を挙行
- 昭和 46. 12. 1 創立 25 周年記念式典を挙行
- 昭和 48. 3. 31 格技室落成、運動場拡張整備完成
- 昭和 51. 12. 25 体育館改築落成
- 昭和 53. 12. 31 第 2 運動場完成
- 昭和 56. 3. 19 北館改築落成
- 昭和 57. 10. 30 ライフル射撃場完成
- 昭和 62. 3. 10 西館（特別教室棟）落成
- 平成 3. 3. 25 製茶実習棟改築落成
- 平成 6. 11. 4 多目的情報処理実習棟落成
- 平成 7. 4. 1 総合学科設置（普通科、農業科、家庭科の募集停止）
- 平成 8. 3. 31 総合学科関連施設の改修工事完成(生物工学棟、自動車整備室、福祉・保育室、図書館、カウンセリング室、学習室等)
- 平成 8. 11. 20 同窓会館 「山翠庵」 竣工
- 平成 8. 12. 1 創立 50 周年記念式典を挙行、校歌碑建立
- 平成 9. 2. 27 校訓碑建立
- 平成 9. 3. 28 Ship21 事業 「山辺ふれあいパーク」竣工
- 平成 10. 10. 30 武道場改築竣工
- 平成 12. 11. 7 体育館改築竣工
- 平成 15. 1. 19 第 1 回総合学科発表会開催
- 平成 18. 12. 2 創立 60 周年記念式典を挙行
- 平成 25. 4. 1 普通科（「学びの開拓コース」、「生活文化コース」）・生物科学科設置（総合学科の募集停止）
- 平成 28. 4. 1 奈良県立高等養護学校分教室設置
- 平成 28. 12. 1 NPO 法人「大和高原やまべの開拓魂を知ってください」設立
- 平成 28. 12. 3 創立 70 周年記念式典を挙行
- 平成 29. 10. 1 奈良県立山辺高等学校学校運営協議会を設置
- 令和 4. 4. 1 新本館落成  
普通科（スポーツ探究コース、キャリア探究コース）生物科学探究科、自立支援農業科設置
- 令和 6. 4. 1 総合学科、農業探究科、通信制課程普通科設置

## 校章の由来

山に囲まれた輪郭の中心に「高」の字を配して、大和高原における文化の中心としての本校の存在を示し、「高」を囲む六つの峰は本校創立当時の旧山辺郡六ヶ村を表すとともに、中国故事にある六則（中・和・正・公・誠・通）を意味し、これを生活の規範として六合（四方・上下）に伸びる若い力を象徴している。

[本校卒業生高倉規作氏創案・昭和25年7月18日制定]

## ☆建学精神 「開拓魂」

### ☆校訓（平成8年12月1日制定）

**友愛** 個性を尊重し、心のつながりを大切にする人間

**努力** 常に粘り強い意志と、実行力を大切にする人間

**創意** 未来につながる希望と創造性を大切にする人間

## 教 育 方 針

本校の教育は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、新しい時代の個性豊かな文化の創造と人間尊重の民主的な社会の形成者として主体的に生きる国民の育成を期して推進する。

## 教 育 目 標

ひとりひとりの生徒の個性に適切に対応し、「自分らしさ」を育てる教育を展開するため、以下の4点を教育目標とする。

- (1)人間尊重の精神を培い、自他敬愛と協調性を基盤とした人間関係の醸成に務め、明朗で思いやりのある生徒を育成する。
- (2)生涯学習の基礎を培う観点に立って、基礎的・基本的な知識や技能を身につけさせ、主体性や創造性に富んだ個性豊かな生徒を育成する。
- (3)教育活動全体を通じて人間としての在り方・生き方を追求し、集団の一員として自覚をもって主体的に生き抜く行動力のある生徒を育成する。
- (4)国際的な視野を広め、国際社会に進んで貢献できる生徒を育成する。

## 指導の重点

### (1) 確かな学力の育成

- ① 学習における基礎的・基本的事項の定着を図り、それらを活用する力を育む。
- ② 個に応じた学習指導を強化し、自発的にしっかり勉強する習慣の確立を図る。
- ③ 編集・討論等の言語活動を充実し、思考力・判断力・表現力を育成し、はっきり発表する力を育む。

### (2) 豊かな人間性の育成

- ① 正しく判断し、きっちり行動する力を育む。
- ② 人権を尊重し、人間としての在り方・生き方に関する指導を徹底する。
- ③ ボランティア活動など、社会参加活動の促進を図る。

### (3) たくましい心身の育成

- ① 体力向上に向け、部活動の活発化を図る。
- ② 食育や健康教育に取り組み、生涯にわたって自らの健康を維持できる実践力を育む。
- ③ 心のケアのため、生徒へのガイダンス・カウンセリングの強化を図る。

# 本校の校則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この校則は奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和31年11月奈良県教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。）第36条第1項の規定に基づき、奈良県立山辺高等学校(以下「本校」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(位置、課程及び学科)

第2条 本校の位置並びに課程及び学科は、次のとおりとする。

位置	課程名	学科名
奈良市都祁友田町 937番地	全日制	総合学科 普通科 農業探究科 生物科学探究科 自立支援農業科
	通信制	普通科

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、3年以上とする。

(生徒定員)

第4条 本校の生徒定員は、奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

## 第2章 年次・学期・休業日等

(年次)

第5条 年次は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 年次を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(4)冬期休業日 12月24日から1月6日まで

(5)春期休業日 3月21日から4月7日まで

(6)学校創立記念日 12月1日

(7)前各号に掲げるもののほか、奈良県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出た日

(休業日における授業の実施等)

第8条 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

(臨時休業及び在宅教育)

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

2 校長は、前項の規定による臨時に授業を行わない日において必要があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより、在宅教育（生徒が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育をいう。）を実施することができる。

### 第3章 教育課程・学習評価・卒業認定等

(教育課程及び授業時数)

第10条 教育課程及び授業時数は、校長が別に定める。

(単位の修得)

第11条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目、総合的な探究の時間（以下「教科・科目等」という。）を履修し、その成果が教科科目等の目標から見て満足できると認められるときは、その教科・科目等について所定の単位を修得したことを認定する。

2 教科・科目等の履修及び単位の修得についての必要事項は、別に定める。

第12条 生徒の学習の評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(教育課程修了及び卒業の認定)

第13条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、卒業を認定する。

(卒業証書等の様式)

第14条 卒業証書は、第1号様式とする。

(授業日数及び出席日数)

第15条 各年次の授業日数は、年間35週行うことを標準とする。

第16条 進級は、1・2年各年次において20単位以上修得していることとする。

### 第4章 入学・休学・退学等

(入学の許可等)

第17条 本校の入学は、委員会の定める基準により行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、第2号様式による誓約書に住民票の写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

(編入学及び転学)

第18条 生徒が他校へ転学しようとするときは、保護者と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

2 編入学又は転学により入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願又は転入願その他の必要な書類を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 校長は、前項の規定による編入学願等の提出があったときは、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合には、既に履修した教科・科目等の修得単位数に応じ、相当学年に編入学又は転学を許可することができる。

#### (留学)

第19条 生徒が外国の高等学校に留学をしようとするときは、保護者と連署した留学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による留学願の提出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の履修を認定することができる。

4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により年次の途中においても、卒業を認めることができる。

#### (退学及び再入学)

第20条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 病気その他やむを得ない事由により所定の単位数以上を修得して途中で退学したものは、退学後2年を限度として再入学を願い出ることができる。

3 校長は、前項の規定により再入学について願い出があったときは、特別の理由があると認めた場合に限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。

#### (休学及び復学)

第21条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため、休学しようとするときは、保護者と連署した休学願とその事情を証する書類を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学願の提出があった場合に、修学が困難と認められるときは、3ヶ月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願とその理由を証する書類を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

#### (転籍)

第22条 本校の課程相互間の転籍を希望する者は、保護者と連署した転籍願を校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の規定による転籍についての願い出があったときは、教育上支障のない場合には、その者の習得した単位に応じて、相当年次への転籍を許可し、又は修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、転籍を許可することができる。

#### (成年に達している生徒に関する手続の特例)

第23条 第18条から前条までの規定にかかわらず、生徒が成年に達している場合は、当該各条の規定による保護者の連署を要しないものとする。

### 第5章 諸届・授業料等

#### (自宅外通学の届出)

第24条 保護者等は、生徒を自宅外から通学させようとするときは、第3号様式により校長に届け出なければならない。

#### (保証人が欠けたときの誓約書の提出等)

第25条 生徒は、保証人（生徒の親権者又は未成年後見人とする。ただし、生徒が成年者である場合はこの限りではない。以下同じ。）が欠けたときは、速やかに、これに代わる者を定め、第2号様式による誓約書を改めて校長に提出しなければならない。

2 前項の場合を除くほか、保証人に異動が生じたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

（改姓又は死亡の届出）

第26条 保護者等は、生徒が改姓又は死亡したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

（感染症発生時の処置）

第27条 保護者等は、生徒又はその同居者が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかり又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

（欠席、欠課、遅刻又は早退の届出）

第28条 保護者等は、生徒が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、第4号様式により校長に届け出なければならない。

2 保護者等は、生徒が負傷又は疾病により7日間以上の期間にわたって欠席しようとするは、前項の届け出に医師の診断書を添付しなければならない。

（忌引の届出）

第29条 保護者等は、生徒が忌引しようとするときは、第5号様式により校長に届け出なければならない。

2 忌引日数は、次のとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(1)父母 7日

(2)祖父母・兄弟姉妹 3日

(3)伯叔父母・曾祖父母・のその他の同居親族 1日

（諸証明書）

第30条 次の各号に掲げる証明書の交付を受けようとするものは、奈良県立学校証明手数料条例（昭和31年10月奈良県条例第48号）の定めるところにより、手数料を添えて校長に願い出なければならない。ただし 在校生については、手数料を徴収しない。

(1)卒業証明書(卒業見込証明を含む)

(2)成績証明書(単位修得証明を含む)

(3)在学証明書(在学した期間の証明を含む)

(4)進学に関する証明（調書を含む）

（授業料等）

第31条 授業料の額及び納付方法については、奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第9号)の規定による。

2 校長は 授業料を納付期限内に完納しない者に対して、県の税外収入にかかる督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和31年4月奈良県条例第17号)の定める処置をとることができる。

3 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

(生徒証の交付)

第32条 生徒証は、本校の生徒となったときに交付する。

(服装等)

第33条 生徒の着用する服装等は、校長が別に定める。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第34条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒処分)

第35条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 校長は、次の各号の1に該当する者に、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 この規定で定めるもののほか、懲戒処分についての必要事項は、校長が別に定める。

## 第8章 補則

(通信制課程の実施区域)

第36条 通信教育は、奈良県に住所を有する者に対して行うものとする。

(その他)

第37条 この校則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

第38条 通信制の課程にあつては、第6条、第7条(3)・(4)・(5)、第15条、第16条、第24条の規定は適用しないものとする。

## 附則

この校則は、令和6年4月1日から施行する。

## 校時表

### 全日制課程

(月～金)

SHR(朝の読書会)	8:40～8:55
第1限	9:05～9:55
第2限	10:05～10:55
第3限	11:05～11:55
第4限	12:05～12:55
第5限	13:30～14:20
第6限	14:30～15:20
清掃	15:20～15:35
SHR	15:35～15:45
下校	15:45～

### 通信制課程 (スクーリング時間)

(月～金)

SHR	8:40～8:55
第1限	9:05～9:55
第2限	10:05～10:55
第3限	11:05～11:55
第4限	12:05～12:55
第5限	13:30～14:20
第6限	14:30～15:20
SHR	15:30～15:45
下校	15:45～